

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年 1月27日作成)

法令名	北海道立青少年体験活動支援利用規則		
根拠条項	第3条		
許認可等の種類	施設設備の変更の承認		
法令の定め	利用者は、体験活動支援施設の利用に際し、その施設設備に利用上必要な設備をしたり、又は変更を加えたりしてはならない。ただし、あらかじめ、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。		
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ・他の利用者の障害とならないこと。 ・原状回復が十分に可能であること。 		
標準処理期間	総期間	3日・月	(注：休日は含まない。)
	経由機関	日・月	()
	協議機関	日・月	()
	処分機関	3日・月	()
処分担当課	北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル砂川	(電話番号：0125-53-2246)	()
	北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル深川	(電話番号：0164-25-2059)	()
	北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル森	(電話番号：01374-5-2110)	()
	北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル北見	(電話番号：0152-54-2584)	()
	北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル足寄	(電話番号：0156-25-6111)	()
	北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル厚岸	(電話番号：0153-52-1151)	()
申請先	同上	(電話番号：)	()
問い合わせ先	同上	(電話番号：)	()
備考	(公表アドレス： http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/sgg/shitei/shinsakizyunichiran.htm)		